

第3章 行動計画

第3次やまのべ男女共同参画基本計画の課題、5つの基本目標ごとの施策の方向や主な取組みについて、『どこの部署』が『いつまで』に実施するかを示した「行動計画」を定めます。

行動計画の記載例

■ 行動計画では、基本目標の項目等ごとに次のように一覧表示します。

2. 政策・方針決定過程への女性の参画 ← 計画体系の課題を掲げています。

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
○ 公募委員制や女性委員の積極的な任用の推進 【女性の任用率：30%】	全課	30%	25%	→	→	→	30%

- ・「→」は、継続して推進することを表しています。
- ・「●」は、当該年度に実施することを表しています。
- ・令和12年度末の数値目標を記載しています。
- ・担当する部署を記載しています。
- ・施策の内容を記載しています。
- 【 】内は、施策の中で目標となる事項を記載しています。

基本目標Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現

1. 男女の固定的な性別役割分担意識の解消

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の充実							
○ 各種講座、講演会、学習機会（出前講座） 【町独自事業の開催：年1回】	政策推進課	年1回	→	→	→	→	→
○ 各種行事等に男女が共に参画できる方策の実施	全課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 男女共同参画に関する意識の普及啓発							
○ 広報紙、ホームページ等による啓発活動 【広報紙特集：年1回】	政策推進課	年1回	→	→	→	→	→

2. 政策・方針決定過程への女性の参画

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 町の審議会等における女性委員の推進							
○ 公募委員制や女性委員の積極的な任用の推進 【女性の任用率：30%】	全課	30%	25	→	→	→	30
○ 女性委員の“ゼロ”審議会等の解消 【ゼロ審議会：2団体/全審議会数】	全課	2団体	4	→	→	→	2
(2) 町・企業・団体等の意思決定過程への女性参画の促進							
○ 男女共同参画優良事業所の事例等の周知	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進（町役場）	総務課	継続推進	→	→	→	→	→
(3) 地域防災活動における女性参画の促進							
○ 防災分野における意思決定過程や防災活動の現場への女性参画 【女性消防団員数：20人】	防災対策課	20人	→	→	→	→	→
○ 男女双方の視点やニーズの違いに配慮した避難所運営や災害用備蓄の推進	防災対策課	継続推進	→	→	→	→	→

3. 地域活動における男女共同参画の推進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 男女共同参画団体や女性団体の育成・支援							
○ 男女共同参画団体の育成	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 女性団体向けの研修会・講座等への参加促進	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 地域活動における女性活躍の促進							
○ 女性リーダー養成講座への参加促進	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 様々な分野で活躍する女性人材の情報収集と発信	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

4. 調査・情報収集

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 男女共同参画に関する調査・情報収集							
○ 町民に対する男女共同参画に関する意識調査	政策推進課	令和12年					●
○ 国や県の施策、他自治体の事例などの情報収集及び優良事例の発信	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

基本目標Ⅱ 教育の場における男女共同参画の実現

1. 学校などにおける男女平等教育の推進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 人権の尊重や男女の平等意識を培う教育・学習の充実							
○ 教職員等に対する男女平等や男女共同参画に関する研修	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 人権尊重、男女平等を基本とした教育の推進	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 男女の固定的な役割分担に捉われない、個人の能力や関心事に応じた進路選択の指導	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 性の尊重についての普及啓発							
○ 性に関する正しい知識を身につけるための発達段階に応じた適正な教育	教育課	継続推進	→	→	→	→	→

2. 社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進							
○ 家庭教育に関する相談体制 【家庭教育充実事業（講演・相談等）：年2回】	教育課	年2回	→	→	→	→	→
(2) 男女共同参画のための学習機会などの充実							
○ 人権問題、女性学、男性学等に関する講座、講演会 【学習機会：年10回】	総務課 政策推進課	年10回	→	→	→	→	→

基本目標Ⅲ 家庭における男女共同参画の実現

1. 男女が共に築く家庭生活の促進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発							
○ 世代、性別に関係なく家事・育児・介護等を共に担う意識の醸成に向けた啓発活動 【啓発活動：年1回】	保健福祉課 政策推進課	年1回	→	→	→	→	→
○ 子育て教室等での育児知識の普及 【パパママ教室：年3回】	保健福祉課	年3回	→	→	→	→	→
(2) 男性の家事・育児・介護等への参加促進							
○ 男性が円滑に家事・育児・介護等を行えるための情報発信や学習機会 【学習機会：年1回】	保健福祉課 教育課	年1回	→	→	→	→	→

2. 地域における子育て支援の充実

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 多様な子育て支援							
○ 保育の多様なニーズに合わせたサービス (早朝・延長・一時保育等)	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 地域の中で子育てを互いに助け合う体制 (ファミリー・サポート・センター事業)	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 地域における児童の健全育成及び保護者の仕事と子育ての両立のための支援 (放課後児童クラブ)	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 子育て支援ネットワークの構築							
○ 子育て支援センター 【子育て広場の開催：週5回】	保健福祉課	週5回	→	→	→	→	→
○ 子育てに関する相談体制	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→

3. 要介護者のいる家庭への支援の充実

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 地域における介護体制の確立							
○ 保健、医療、福祉等の関係機関の多職種連携強化、地域の見守りや社会資源を活用した支援体制の整備	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 障がい者の生活安定と自立支援							
○ 障がい者に対する自立支援	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
(3) 高齢者の生活安定と自立支援							
○ 介護予防に向けたサービス 【介護予防教室参加人数：延べ4,200人】	保健福祉課	延べ 4,200人	→	→	→	→	→

4. 生涯を通じた心と体の健康づくりの促進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 母性保護・母子保健の充実							
○ 妊娠、出産等母性の正しい知識の普及啓発 (妊婦健康相談)	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 安心・安全な妊娠・出産・育児のための、健診、相談等の母子保健体制	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 生涯にわたる健康づくりの支援							
○ 各種健康づくり教室等 【健康教室参加人数：延べ6,000人】	保健福祉課	延べ 6,000人	→	→	→	→	→

5. 男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 互いの人権尊重とあらゆる暴力の根絶に向けた社会意識の醸成							
○ ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた啓発活動の推進	政策推進課 保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 暴力被害者への相談・救済支援体制の整備							
○ 家庭・職場・地域等での相談体制、各種相談窓口の連携強化	総務課 政策推進課 保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→

基本目標Ⅳ 職場における男女共同参画の実現

1. 男女の均等な機会と待遇の確保

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 男女共同参画に関する就労環境の整備							
○ 事業主に対する雇用機会均等法や労働基準法等の周知（雇用差別をなくす意識啓発）	産業課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 事業主や就労者に対し、母性保護の立場に立った就業条件が確保されるよう、法制度を周知	産業課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 農林水産業・商工自営業等における男女共同参画の推進							
○ 女性の労働に対する適正評価や、経営パートナーとしての意識啓発	産業課 農業委員会	継続推進	→	→	→	→	→
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進							
○ セクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するための意識啓発	総務課 政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

2. 仕事と家庭の両立

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 育児・介護休業制度の定着							
○ 育児・介護休業制度の周知及び取得促進と、復帰しやすい職場環境づくりへの意識啓発	総務課 産業課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 男性が育児等に参加しやすい職場環境づくり（町役場） 【男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率：50%】	総務課	50%	→	→	→	→	→
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進							
○ ワーク・ライフ・バランスの必要性について、事業主、家庭で認識を深めるための意識啓発	総務課 産業課	継続推進	→	→	→	→	→

3. 多様な働き方や職業能力開発の促進

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 多様な働き方に対応した就業機会の拡大							
○ 女性企業家等の取組事例（山形県女性のチャレンジ事例等）の発信	産業課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 職業能力開発のための支援							
○ 女性の職業能力開発に向けた講座や資格取得に関する情報の発信	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

基本目標V 多様性が尊重される社会の実現

1. 多様性が尊重される社会づくり

施策の内容	担当部署	目標	実施年度				
			R8	R9	R10	R11	R12
(1) 性の多様性への理解促進							
○ 性的マイノリティへの理解促進に向けた普及啓発	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
○ 山形県パートナーシップ宣誓制度の活用の検討	全課	継続推進	→	→	→	→	→